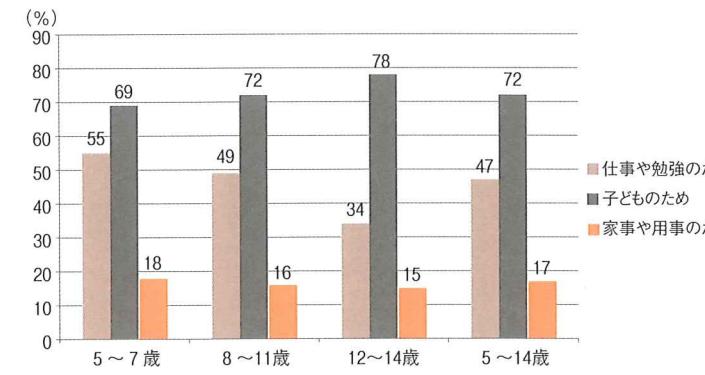


例えばスウェーデンでは、日本と同じように、学校内を中心に放課後児童クラブを整備していますが、一方で学校という場所や大規模集団になじまない子どももいるという考え方から、自宅などで数人の子どもを預かる家庭的放課後児童クラブも残されています。オーストラリアには、中学生以上にも、子どもにとつて家族以外の人とのつながりを広げることが大事だという考え方から、放課後の居場所としてユース・センターが整備されています。フランスでも、家以外の場所で集団的余暇を過ごすことを保障するという考え方から、2歳半から17歳の子どもを対象に、親の就労の状況にかかわらず利用できる施設（余暇センター）が整備されています。

イギリスでは、放課後児童クラブを教育省が所管しており、学校の質を評価する国の機関（Ofsted）が、子どもの教育的な観点から、施設を定期的に評価して

日本では主に、女性活躍支援のための

の充実に向けた取り組みに力を入れていますが、子ども・子育て支援新制度の財源は消費税増税により確保する予定であつたため、消費税増税が延期となつたことで、予算の制約が一層厳しくなっています。また、新制度では、利用ニーズに対してもう対応していくのか、放課後児童クラブの基準をどう設定するのかなどが市町村の裁量となるため、十分な量が整備されるのか、質の改善が図られるのかなどは不透明です。



図表1 教諭後援専用式有利とする理由（イギリス）

られており、国はその評価を通じて、特に取り組みが優れた施設のリストを毎年公表しています。利用者のアンケート結果からも、放課後児童クラブは「親が家にいないので行かなければならぬ場所」ではなく「子どもにとつて行く価値がある場所」と考えられていることがうかがえます（図表1）。

イギリスの評価機関に「優れている」と認められた施設の評価レポートを見ると、子どもの活動の選択肢が多く、子どもの意見や自由が尊重されている様子がうかがえます。自分のパソコンを持つてくることや、コンピューターゲームの遊びが認められている例も見られ、工作、調理活動、楽器演奏のほか、植物の栽培、施設の模様替えなども行われています。健康的な食生活を学ぶ場として、おやつにパン、ハム、果物、

二とせの机和を轉いじかが詠行文策  
また、海外では放課後児童クラブ以外にも、

で選ぶ取り組みもありました。このように、放課後児童クラブが子どもにとつて魅力的な場所となつている背景には、子どもの意見を聞くことが重視されていることがあります。子どもと親がスタッフと一緒に夏休みの活動計画を立てたり、子どもたちの選挙で選ばれた子ども委員が、定期的に委員会を開いて運営のあり方を議論し、それが反映されるといった例もあります。子どもたちを放課後児童クラブのオーナーと位置付け、活動内容やおやつのメニューなどが子どもの意見をふまえて改善されている施設を、国が「優れた施設」と評価し、奨励していくます。

第二に、放課後児童クラブは新制度において、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられ、市町村は放課後児童クラブのニーズ調査を行った上で、整備計画を策定することが義務付けられました。

第三に、放課後児童クラブの対象年齢が、これまでの「おむね10歳未満」から「小学生」に拡大されました。

2015年4月には、社会保障・税の一体改革の一環として2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法により、子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートします。新制度の放課後児童クラブへの影響は大きく3つあります。

第一に、放課後児童クラブの基準を、市町村が条例で定めます。放課後児童クラブについては、2007年10月に「放課後児童クラブガイドライン」が策定されたものの、法的な拘束力はありませんでした。そこで、新制度では、国が省令で定める基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）に基づいて、市町村ごとに条例で基準を定めます。

国の基準は、「従うべき基準」として、職員を原則として2人以上配置し、うち1人以上は都道府県の研修を受けた有資格者であることを求めています。さらに「参酌すべき基準」として、児童の集団の規模を40人までとすることなどが示されています。現状では45人を超える施設が約4割を占め、70人を超える施設も

## 特集 放課後児童クラブの未来について

子どもの放課後は、今、大きな転換期にあります。政府が2014年6月に決定した新成長戦略のなかで、「小1の壁」の解消が取り上げられたことに加え、2015年4月には子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートします。そこで、子どもの放課後をめぐる政策の動きや諸外国の動向、残された課題について、日本総合研究所の池本美香さんにご執筆いただきました。また、新たな放課後の子どもたちの居場所として地域住民が運営する富山県射水市の「庄西さんさん・みつば広場」の事例と、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査による平成26年放課後児童クラブの実施状況もご紹介いたします。

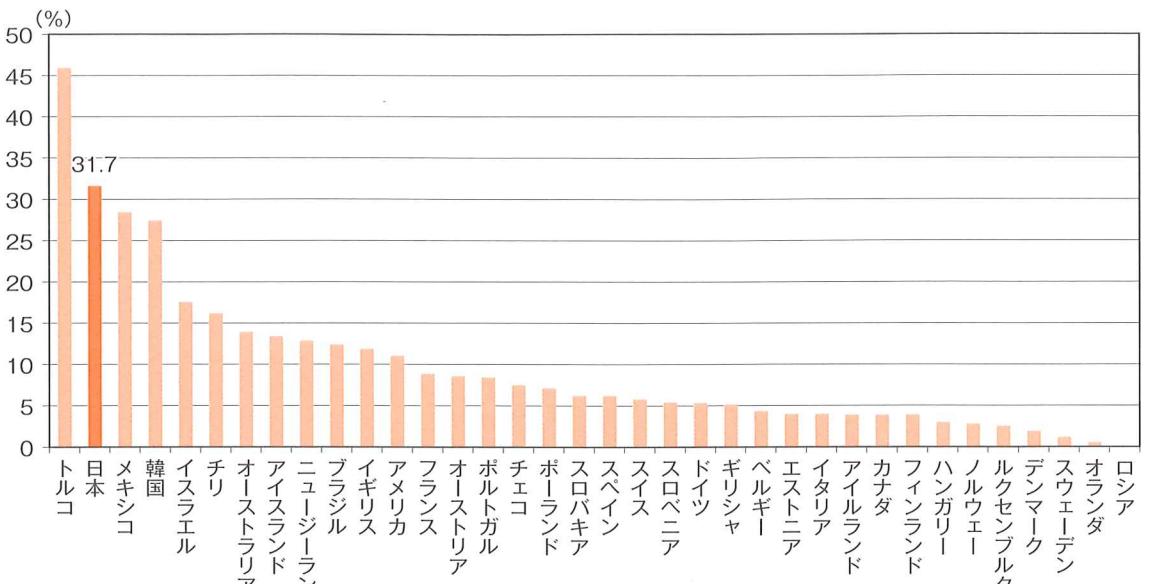
「小1の壁」解消に向けた  
放課後子ども総合プラン

政府は現在、「女性の活躍」を経済成長戦略の中核と位置づけ、子育て支援に力を入れています。2011年6月の成長戦略では、保育所不足に対する「待機児童解消加速化プラン」が打ち出され、2014年6月の新成長戦略では、「小1の壁」の解消を目的に、2019年度末までに約30万人分の放課後児童クラブ（一般には「学童保育」と呼ばれるが、本稿では「放課後児童クラブ」と表記）の受け皿拡大が掲げられ、それを受けて「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

政府は2007年度に、すべての小学校区で、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を推進する「放課後子どもプラン」を創設しましたが、放課後児童クラブを利用できなかつた児童の数（待機児童数）は2014年5月1日現在9,945人で、3年連続の増加となっています（厚生労働省調べ）。そこで、新たに打ち出された「放課後子ども総合プラン」では、待機児童解消のために、学校施設の徹底活用を進めるとともに、その内容の充実の観点から、放課後の体験・活動の充実を図る文部科学省の「放課後子供教室」事業との一体型施設を、現在の約600か所から1万か所以上に増やすとしています。現状、放課後児童クラブの52・8%は小学校内（余裕教室または敷地内専用施設）にあり、小学校内にある放課後児童クラブのうち、同一の小学校内に放課後子供教室がある割合は

子ども・子育て支援新制度が  
2015年度より本格スタート

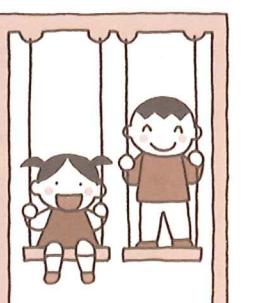
日本総合研究所 池本美香



(注) 2011年もしくは最新のデータ  
(資料) OECD Better Life Index

図表2 週50時間以上働く雇用者の割合

- (※1) 池本美香「子どもの放課後をめぐる言葉の使い方について触れておきたいと思います。国は、制度化当初より一貫して、一般に使用されている「学童保育」という言葉ではなく、「放課後児童クラブ」という言葉を使っています。また、これまで施設の職員は、一般に「指導員」と呼ばれ、国の放課後児童クラブガイドラインでも「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること」となっていましたが、子ども・子育て支援新制度への移行にあたって国が定めた基準においては、「放課後児童支援員を置かなければならぬ」と、「指導員」が「支援員」という言葉に置き換えられました。一般に使用されている「保育」「指導」という言葉には、子どもは未熟であり、大人が守り導く必要があるという子どもの観照イメージさせます。子どもたちの権利が掲げる、「育つ権利」「参加する権利」を持つという子ども観照イメージさせます。子どもたち全体で子どもの放課後を豊かにしていくという方向性です。政府は放課後子ども総合プランを打ち出しています。
- (※2) 本太学童クラブ「ひるまのきょうだい—本太学童クラブ30年のあゆみ」2013年
- (※3) イギリスでは遊び場道路を始めるためのマニュアル(Playing Out, How to organise playing out sessions on your street-a step-by-step manual)が発行され、取り組みを積極的に支援していることが紹介されている(<http://www.bristol.gov.uk/press/children-and-young-people/bristol-leads-way-supporting-street-play>)。



学校に放課後児童クラブを整備するほか、子どもの放課後の体験を豊かにするスポーツや音楽、創作などの活動を増やし、親への様々なサポートも学校を通じて提供していく方向です。親へのサポートという点では、イギリスでは子どもの状況にあわせて柔軟な働き方を請求する権利が認められており、約1割の家庭では、学校の学期中のみ働くことを選択しています。海外では、放課後の格差を縮小することにも力を入れています。イギリスの首都ロンドンには、障がいのある子どものための冒險遊び場(adventure playground)があります。イギリスでは、障がいのある親やきょうだいの世話をしている子どもの放課後問題や、親元ではなく社会的なケアを受けている子どもに観劇などの機会を増やすための予算をつけるこのように、海外の放課後対策は、親の就労支援にとどまらず、子どもの視点に立ったきめ細かな議論がなされていますが、その背景には国連の子どもの権利条約が施策の検討のベースに置かれていることがあります。子どもの権利条約では、子どもの権利の4つの柱として「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を定めており、最低限の安全だけではなく、虐待や差別から守られること、遊んだり休んだりできること、自分らしく成長できること、自分に関する事柄について自由に意見を出せることなど、幅広い内容となっています。海外では多くの国で、こうした子どもの権利が守られているか、行政の取り組みのチェックなどをを行う子どもオンブズマンが置かれています。放課後児童クラブをはじめ保育所、学校など、子どもが利用する施設で働く職員の採用にあたって、犯罪歴等のチェックを義務付ける国が増えていますが、この背景には子どもオンブズマンが、子どもの施設内での虐待の問題を取り上げたことがあります。

日本の子どもの放課後への期待

海外の動向をふまえ、日本の子どもの放課後の課題を4つ挙げておきたいと思います。

第一に、子どもが放課後を創るという視点を大事にすることです。子どもたちが楽しく生き生きと過ごしている放課後児童クラブには、大人が活動内容や規則を決めるのではなく、子どもが自分たちで考えて決めることが当たり、チャレンジできる環境があるように思えます。例えば、本太学童クラブ(埼玉県さいたま市)では、子どもたちが学童保育で楽しいと感じることとして、サッカーなどの様々なスポーツ、川遊びやキャンプなどの外出、将棋、カード遊び、ごっこ遊びなどの多様な活動があることに加え、班でおやつを決めて、材料の買い物に行って、自分たちで作ることを、多くの子どもが挙げていました(※2)。また、事業所内に設置された大里学童KBAスクール(千葉県大網白里市)では、年上の子どもが年下の子どもの面倒を見るという、「子どもによる子どものための学童保育」を掲げ、土曜保育の昼食は子ども自らが調理するなど、子どもたちが運営の主導権を握っています。

こうした取り組みにおいては、子どもは一方的に指導される存在ではなく、子どもも自分の意見を持ち、放課後の生活を自分たちで創っていくことができるときもあります。そして、子どもたちのそうした経験は、放課後児童クラブの満足度を高めるという点で、財政面でも効果的であり、さらには、成熟した市民社会を担う大人を育てるという重要な役割を担っています。

第二に、子どもを学校に閉じ込めるのではなく、まち全体で子どもの放課後を豊かにしていくという方向性です。政府は放課後子ども総合プランを打ち出しています。

第三に、放課後児童クラブと学校教育との関係を抜本的に見直すことが期待されます。日本では学校は文部科学省、放課後児童クラブは厚生労働省と所管が異なりますが、海外では教育省で所管が一元化され、学校施設内に放課後児童クラブがあり、校長が両施設の責任者となつて一体的に運営されている国もあります。こうした国では、放課後児童クラブの仕事を午前中担当の職員に任せて、午後担当の職員に任せています。事業所内に設置された大里学童KBAスクール(千葉県大網白里市)では、年上の子どもが年下の子どもの面倒を見るという、「子どもによる子どものための学童保育」を掲げ、土曜保育の昼食は子ども自らが調理するなど、子どもたちが運営の主導権を握っています。

第四に、親の働き方の見直しが求められます。日本は諸外国と比べて長時間働く人の割合が非常に高く(図表2)、放課後児童クラブの利用時間も長時間化する傾向にあります。親と過ごす時間も子どもにとってまだ必要です。親に時間を与えることは、子どもが親と一緒に過ごす時間を増やすだけでなく、地域の子どもの放課後のサポートが増えることにもつながります。あるいは職場に子どもを連れて行けるよう働き方が認められれば、親にとつて助かるだけではなく、子どもにとって貴重な職場見学の機会ともなります。